

立地適正化計画における災害リスクの扱い

山口 邦雄 秋田県立大学

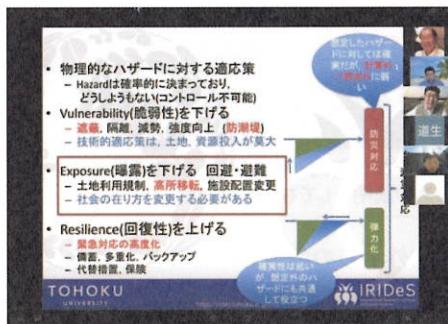
新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が4月16日に全国に拡大適用され、県境をまたいだ移動の自粛等が要請された。そのような状況下、東北支部では2020年5月9日(土)の午後、定例支部総会終了後に、「立地適正化計画における災害リスクの扱い」をテーマとした勉強会をZoomによるオンラインで開催した(27名参加)。

1. 河川洪水の暴露を小さくする政策

勉強会の前半、東北大学災害科学国際研究所の奥村誠支部長より、土地利用規制の難しさを中心とした発表が行われた。

まず、降雨時の空間分布や時間分布によって洪水の危険性は大きく異なり、今後の気候変動によって降雨パターンが変化する可能性もあることから、洪水被害には不確実性がつきまとい、施設の立地に対して即地的に規制をかけることの難しさが指摘された。次に、立地適正化計画において浸水想定区域を含んで居住誘導区域の指定をしている都市が9割であること、一方で誘導区域に指定されなかった浸水想定区域でも、土地利用が規制されるわけではなく使われ続ける可能性が大きいことへの言及があった。

こうしたことから、重要施設や危険施設の立地規制は必要だが、一般の住宅などの立地に対する二分法的な規制の適用は困難であり、保険制度の持つシグナルを用いた緩やかな誘導が実際的ではないかとの考え方方が示された。



2. 水災害とまちづくりに関する最近の国土交通省の取組み

続いて後半は、国土交通省東北地方整備局都市・住宅整備課長で支部幹事の柳田穰氏により、水災害に関する最近の国土交通省の取組状況の発表が行われた。

まず、令和元年10月に発生した台風第19号の被害の特徴として洪水被害が多く、とりわけ浸水想定区域内外別でみた場合では区域内の被害が約7割と多いこと、洪水予報河川以外の河川での氾濫による浸水被害も発生していること、そして洪水リスクに関する周知の課題が明らかにされ

た。また、重要施設である市町村庁舎や非線引き白地に立地した医療施設等において浸水被害が発生し、都市機能に障害が発生した事例が報告された。

こうしたことへの対応として、吉田川水系で「水害に強いまちづくりプロジェクト」を進めており、水害に強い土地利用等の再構築として、立地適正化計画を含む都市計画等と防災対策の連携強化による土地利用の規制誘導を考えていくことが紹介された。また、阿武隈川水系においても同様なプロジェクトを進めており、減災型都市計画として、治水計画と合わせて、浸水リスクを考慮した立地適正化計画の展開等を考えていることが紹介された。

国土交通省によるまちづくりの観点を踏まえた都市防災向上のための支援では、災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進として「都市構造再編集中事業」が予算制度化されていること、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査支援が追加された「コンパクトシティ形成支援事業」等が紹介された。また、都市再生特別措置法の改正案として、都市計画法において災害レッドゾーンにおける自己の業務用施設の開発の規制を追加したこと、都市再生特別措置法において居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅

等の開発についての勧告に加え、これに従わない場合は公表できること等が紹介された。



3. 意見交換

- 2人の発表後、以下のような意見交換が行われた。
- ようやくイエローゾーンでの議論が始まった。
 - 市街地の6割が浸水想定区域内にあり、資産の8割を占めているなか、立地適正化計画が計画しづらくなるのでは。
 - 土地利用を決める場合、とりわけイエローゾーンについてはリスクとベネフィットが示され、その上で検討するプロセスが重要ではないか。
 - 二分法では整理がしづらく、リスクを自覚した上でリスクとベネフィットの比較衡量をすべきだろう。